

【基本方針1 県民視点】

県民への情報提供等の充実、多様な主体との役割分担の推進

項目番号	5
取組分類	重点実施項目
所管課	行政管理課・市町村課 関係各課

実施項目名	市町村への権限移譲の推進	所管課	行政管理課・市町村課 関係各課
主な課題	広域自治体である県と基礎自治体である市町村との適切な役割分担のもと、地域に身近な行政は、住民に最も近い市町村において担うことが住民の利便性向上に資することから、県で実施している住民サービスの提供に関する事務を積極的に市町村へ移譲する必要があります。		
取組内容	「質」の高い住民サービスの提供を図る観点から市町村への権限移譲を推進し、特に、小規模町村を含む概ね10市町村以上に権限を移譲している水道法、農地法、旅券法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく事務については、積極的に取り組みます。 また、適正な事務の執行を図るため、移譲市町村へのアフターフォローを充実させます。		
取組効果	地方分権等の動向を踏まえ、市町村へ権限移譲を推進することにより、住民サービスの向上と事務の効率化が実現します。 また、移譲市町村に対するアフターフォローを充実させることで、適正な事務の執行を図り、「質」の高い住民サービスを提供することができます。		
行政運営の変化 (県民の目線)	市町村へ権限を移譲することで、住民にとっては、各種申請などが身近な市町村でできるといった利便性が向上するほか、市町村が地域課題に適応した施策を推進することで生活環境の改善が図られます。		

■年度ごとの具体的な取組

取組項目	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	達成目標	
1 権限移譲に向けた各種取組の推進	市町村要望や移譲実績等を踏まえた年次推進計画等の作成 市町村説明会・研修会の実施 ホームページ等による住民への広報 広域連携等の取組による移譲の検討					移譲推進による身近な市町村で行政サービスを受けられる機会の拡充及び移譲市町村における適正な事務の執行	
	重点移譲事務	水道法に基づく事務について全市町村への移譲を推進					
		農地法に基づく事務について全市町村への移譲を推進					
		旅券法に基づく事務について全市町村への移譲を推進					
		沖縄県屋外広告物条例に基づく事務について全市町村への移譲を推進					
活動指標	年次推進計画等の作成 年1回 市町村説明会・研修会 年5回 ホームページ等への掲載 年1回 広域連携等の取組に係る意見交換 年10回						
2 移譲事務に関するアフターフォローの充実	担当者会議の開催、マニュアル等の配付、相談等に対する対応、その他情報提供等						
	活動指標 担当者会議の開催 年1回 マニュアル等の配布 随時 相談への対応、情報提供 随時						

■成果指標

成果指標名	基準値	年度ごとの目標値			
		2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
1 水道法、農地法、旅券法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく事務*の移譲割合 (移譲市町村数/全市町村数)	54.3% (H29計画)	56.1%	58.5%	61.0%	62.8%

※法律により基礎自治体(市町村)で処理することとなっているものも含む。

【参考】これまでの主な取組

第7次沖縄県行財政改革プラン(平成26年度から平成29年度)において、平成28年度までに1,137件(各市町村に移譲した事務の合計数)を移譲し、これまで各市町村に移譲した事務の合計数は、平成29年4月1日現在で7,132件となっており、一定程度の住民への行政サービスの向上と事務の効率化が図られている。